

障害者のサービス等利用計画を作成する指定特定相談支援事業所

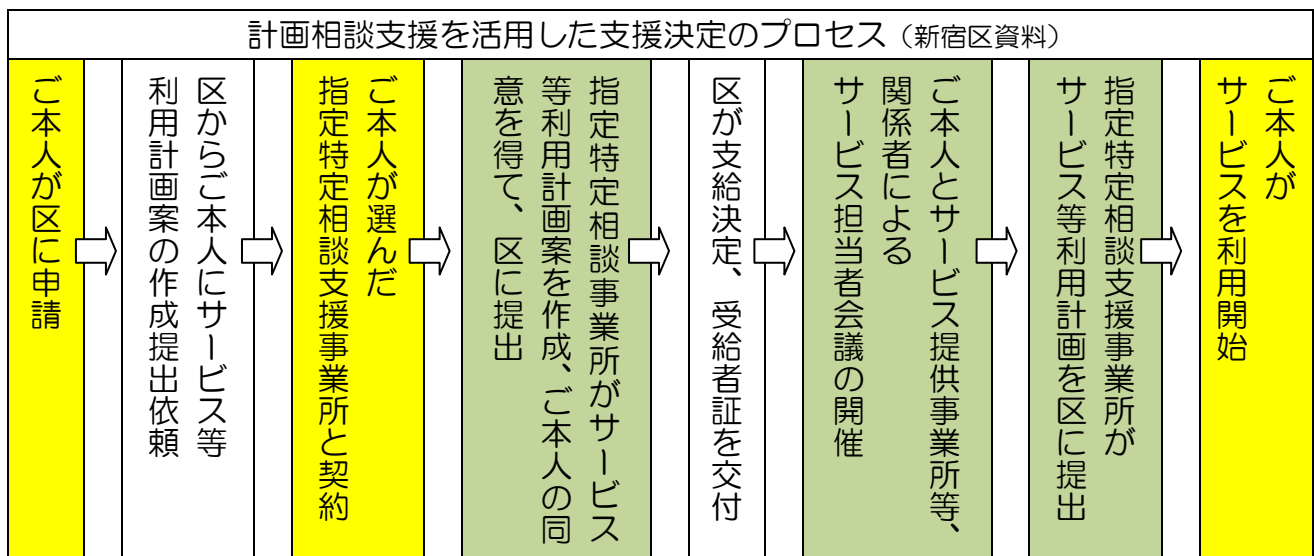
高次脳機能障害相談支援 VIVID

(事業所番号：1330401637)

ご利用案内

- 「障害者総合支援法」が整備され、平成 27 年度から障害のある人が何らかのサービスを使う場合、全ての利用者に「サービス等利用計画」を作ることが義務化されました。
- 役所は、この計画に基づき、サービスの支給を決定します。そこで、サービス計画は、当事者ご自身の希望に沿って生活を支援する内容であることが大切になります。
- 「高次脳機能障害相談支援 VIVID」は“高次脳機能障害者とともに”をモットーに、外からは見えにくい高次脳機能障害の特徴を理解し計画づくりに活かせる相談支援事業所です。運営主体は NPO 法人 VIVID (ヴイヴイ) です。

事業所の名称は、**高次脳機能障害相談支援 VIVID** です。



- 現在サービスを利用している方は、支給決定の有効期限が切れる 3 カ月ほど前に、役所から通知が届きます。また、サービス等利用計画のモニタリングと連動して計画の見直しをすることがあります。この様な場合には、どうぞ、気軽にご相談ください。

高次脳機能障害相談支援 VIVID 相談員: 太田

03-6380-2015

NPO 法人 VIVID(ヴイヴイ)

161-0033

新宿区下落合 4-20-16 ソレイユ目白 103